平成２７年（フ）第２００号
大阪府岸和田市東大路町281番地の３、前住所大阪府岸和田市春木旭町９番17号ヴェルナール春木201号
債務者　木村ユキ子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
大阪府泉大津市池浦町１丁目３番18―101号
債務者　村上　祐樹
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
大阪府泉大津市要池住宅４番1007号
債務者　有村　英明
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
大阪府和泉市池上町４丁目５番23―101号
債務者　坂口ハツミ
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
大阪府和泉市池上町４丁目５番23―101号
債務者　坂口　　淳
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
札幌市手稲区前田11条10丁目11番23号
債務者　竹内　和一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７３号
札幌市手稲区前田11条10丁目11番23号　ローズハウス201号
債務者　竹内　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７８号
札幌市手稲区前田７条17丁目１番17―102号
債務者　野宮　英司
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２８号
北海道江別市東野幌本町７番地の64　ブルーリッジ102
債務者　中村　未希（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５７号
北海道千歳市住吉３丁目12番10号
債務者　内海　義夫
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８８号
札幌市北区北34条西５丁目２番１―301号
債務者　網野　勝道
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９３号
北海道恵庭市恵み野北６丁目12番７
債務者　片石　綾美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０８号
札幌市手稲区前田７条12丁目５番15―302号
債務者　杉本ユリ子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４０号
北海道石狩市花川南４条２丁目182番地　スカイパレス１番館202
債務者　本間　辰夫
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字牡丹野31番地９　サンシャインＣ　102号
債務者　新井　勝政
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６８号
群馬県高崎市鼻高町535番地２　光陽台ヒルテラスＣ棟、申立時の住所群馬県藤岡市岡之郷616番地９　ｋヒルズ106号室
債務者　吉田　　新
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７１号
群馬県高崎市八幡町232番地　メゾンカラサワ205号
債務者　亀井　高志
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８号
埼玉県秩父市山田2386番地
債務者　末廣　照子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係